

甘楽町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年1月
甘楽町農業委員会

第1 基本的な考え方

改正農業委員会法が4月1日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が取り組まなければならない業務として、明確に位置づけられた。

甘楽町においては、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では、果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、甘楽町農業委員会の指針として、具体的な取り組みを下記の通り定める。

なお、この指針は、平成35年を目標とし、群馬県農業農村振興計画（平成28年3月群馬県）の計画年の目標に沿って目標の設定をし、適宜、見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、別紙の「活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止、解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の耕地面積	遊休農地面積	割合
現 状 (平成26年)	1123 ha	181 ha	16 %
5年後の目標 (平成31年)	1100 ha	80 ha	7 %
目 標 (平成35年)	1090 ha	0ha	0 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と意向調査の実施について

→ 農業委員と推進委員の担当制（または農業委員と推進委員によるチーム制）による農地の利用状況調査（以下農地パトロール）と農地の利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成28年5月25日付け28経営第509号）に基づき実施する。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、適宜実施する。

→ 農地の利用意向調査は、農業委員と推進委員の担当制・チーム制の下で、調査票の発出後に戸別訪問による相談活動等により利用意向の確認を行う。

→ 農地パトロールと利用意向調査の結果は、速やかに「全国農地ナビ」に反映し、農地台帳の公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

→ 利用意向調査の実施の際に、農地中間管理機構の活用を促進する資料を同封することにより、農地中間管理機構の活用意向の拡大を図る。

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

また、農地の相続届出の案内の際に農地中間管理機構の活用について言及し、リーフレット等の窓口での配布や設置をするなど、届出時に農地中間管理機構の活用についてPRを行う。

③非農地判断について

→ 農地パトロールの中で、B分類（再生困難）に区分した農地については、必要に応じ現況確認や再協議を行い「非農地判断」を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (平成26年)	1,123ha	154ha	13%
5年後の目標 (平成31年)	1,100ha	500ha	45%
目 標 (平成35年)	1,090ha	719ha	66%

備考：担い手への農地利用集積目標は、群馬県農業農村振興計画の目標66%に沿って、5年後及び概ね10年（平成35年）の当該市町村の目標を設定した。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち主業農 家数)	担い手				
		経営体数	(内 訳)			
			認定農業者	認定新規就 農者	基本構想水準 到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成26年)	349戸 (102戸)	83 経営体	70 経営体	0 経営体	13 経営体	0 団体
5年後の目標 (平成31年)	320戸 (90戸)	90 経営体				
目 標 (平成35年)	300戸 (80戸)	120 経営体				

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直し

→ 農業委員会として、地域（集落や数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等の中心的経営体を決め、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携

→ 農業委員会は市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、ウ) 期間満了を迎える利用権設定の農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権等の農地中間管理事業への移行促進

→ 農地の利用調整については、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権等の更新時期における農地中間管理事業への移行を促進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域においては、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業や国庫、県単事業の連携による事業実施者の負担軽減策の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域にあった取り組みを推進する。

④農地の所有者等が確知することができない農地の取扱い

→ 農地の所有者等が確知することができない農地については、農業委員会の公示後、県知事の裁定で農地中間管理機構が利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 （平成26年）	7 人	1 法人
5 年後の目標 （平成31年）	1 8 人	5 法人
目 標 （平成35年）	3 0 人	1 2 法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

→ 県・県の農業委員会ネットワーク機構、県農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェアへの参加・活用

→ 市町村、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進

→ 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動

→ 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の別段の面積を設定又は見直しを行い、新規就農等を促進する。

→ 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。